

市民緑地設置管理計画認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第60条第1項及び第61条第1項に規定する市民緑地設置管理計画（以下「計画」という。）の認定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 計画の認定を申請しようとする者は、市民緑地設置管理計画認定申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 面積算出表
- (5) 計画立・断面図
- (6) 緑化面積求積図
- (7) その他必要な図書

(計画の認定)

第3条 市長は、法第61条第1項に規定する認定の基準を満たしていると認めるときは、市民緑地設置管理計画（変更）認定書（様式第2）により認定を行うものとする。

(計画の変更)

第4条 法第61条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、法第62条の規定による当該認定を受けた計画の変更をしようとするときは、市民緑地設置管理計画変更認定申請書（様式第3）を市長に提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の計画の変更の認定について準用する。

(市民緑地の設置及び管理状況の報告)

第5条 法第63条の規定による市民緑地の設置についての報告は市民緑地設置

完了後すみやかに、管理の状況についての報告は事業年度終了後3月以内に、市民緑地設置管理状況報告書（様式第4）を市長に提出するものとする。

（改善命令等）

第6条 法第64条の規定による改善に必要な措置の命令（以下「改善命令」という。）は、市民緑地改善命令書（様式第5）により行うものとする。

2 認定事業者は、改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、その内容を市民緑地改善報告書（様式第6）により、改善措置完了後すみやかに市長に報告するものとする。

（認定の取消し）

第7条 法第65条の規定による計画の認定の取消しは、市民緑地設置管理計画認定取消書（様式第7）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月16日から施行する。